

# 青森県報

第四千四百六十六号

平成三十年  
六月二十二日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

- 公印の印影を印刷することができる文書の一部改正……………(総務学事課) ……一
- 軽油引取税に係る特約業者の主たる事務所又は事業所の所在地の変更……………(税務課) ……一
- 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し……………(同) ……一
- 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………(障害福祉課) ……二
- 公 告
- 県営土地改良事業計画の決定……………(農村整備課) ……二
- 出先機関
- 道路の位置の指定……………(下北地域) ……三
- 教育委員会
- 青森丸重油供給単価契約に係る一般競争入札……………(学校施設課) ……三
- 選挙管理委員会
- 政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………(事務局) ……四
- 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………(同) ……五
- 政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………(同) ……六

## 告

## 示

### 青森県告示第四百六十九号

平成二十五年十月一日青森県告示第七百一十一号(公印の印影を印刷することができる文書)の一部を次のように改正する。

平成三十年六月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

第五十五号を第五十六号とし、第三十六号から第五十四号までを一号ずつ繰り下げ、第三十五号の次に次の一号を加える。  
三十六 保育士等キャリアアップ研修修了証

### 青森県告示第四百七十号

次の軽油引取税に係る特約業者の主たる事務所又は事業所の所在地について次のとおり変更があったので、青森県税条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)第十二条の五前段の規定により告示する。

平成三十年六月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	変更年月日
変更前	株式会社東北タ ンク商会	小田 康裕	青森市橋本一丁目六の三	平成 二九・六・二六
変更後			青森市中佃二丁目一九の一八	

### 青森県告示第四百七十一号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四十四条の九第三項の規定により、次の者につき軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、青森県税条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)第十二条の五後段の規定により告示する。

平成三十年六月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称 株式会社東北タンク 商会	代表者の氏名 小田 康裕	主たる事務所又は 事業所の所在地 青森市中佃二丁目一九の一 八	指定取消 年月日 平成 三〇・六・二四
---------------------------	-----------------	--	------------------------------

青森県告示第四百七十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があつたので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成三十年六月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業を 行う事業所		廃止 年月日
			名称	所在地	
社会福祉法人つがる市社会福祉協議会	つがる市木造若緑五二	居宅介護	つがる市社会福祉協議会ホームヘルプサービスセンター	つがる市森田町七の三	平成 三〇・五・三
社会福祉法人つがる市社会福祉協議会	つがる市木造若緑五二	重度訪問介護	つがる市社会福祉協議会ホームヘルプサービスセンター	つがる市森田町七の三	〃
社会福祉法人つがる市社会福祉協議会	つがる市木造若緑五二	居宅介護	つがる市社会福祉協議会ホームヘルプサービスセンター	つがる市車力町花林四八	〃

社会福祉法人つがる市社会福祉協議会	つがる市木造若緑五二	重度訪問介護	つがる市社会福祉協議会ホームヘルプサービスセンター	つがる市車力町花林四八	〃
社会福祉法人つがる市社会福祉協議会	つがる市木造若緑五二	居宅介護	つがる市社会福祉協議会ホームヘルプサービスセンター	つがる市稲垣町豊川宮川一三六の一	〃
社会福祉法人つがる市社会福祉協議会	つがる市木造若緑五二	重度訪問介護	つがる市社会福祉協議会ホームヘルプサービスセンター	つがる市稲垣町豊川宮川一三六の一	〃

公 告

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、名川第二工区地区の県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業（区画整理）（農業用排水施設整備））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成三十年六月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類
  - 二 縦覧の期間
  - 三 縦覧の場所
- 土地改良事業計画書の写し  
平成三十年六月二十五日から同年七月二十三日まで  
南部町役場

出 先 機 関

下北地域県民局告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二條第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七條の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部建築住宅課、下北地域県民局地域整備部及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年六月二十二日

下北地域県民局長 濱 谷 雅 人

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
むつ市新町一四三〇の二	八・〇一メートル	六・二九メートル	平成 三〇・六・三

教 育 委 員 会

青森丸重油供給単価契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六の規定により公告する。

平成三十年六月二十二日

青森県教育委員会教育長 和 嶋 延 寿

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入

重油（JIS一種一号 硫黄分〇・一パーセント以下）

七百三十キロリットル（購入予定数量）

二 納入期間

契約締結の日から平成三十一年三月三十一日まで

三 納入場所

八戸港 青森丸

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七條の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十九年七月三日青森県告示第四百九十九号（物品等の競争入札参加資格）の一又は平成三十年二月十三日青森県告示第九十五号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、物品の購入の契約についてAの等級に格付された者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）に基づく石油製品の販売業の届出をしていることを証明した者であること。

6 購入物品について十分な供給体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて次に従い、申請書により審査を受けなければならない。

2 提出部数 一部

3 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、平成三十年七月十三日までに青森県教育庁学校施設課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合に

は、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

4 提出場所

青森市新町二丁目三の一

青森県教育庁学校施設課財務グループ

電話 ○一七―七三四―九八七三

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市新町二丁目三の一

青森県教育庁学校施設課財務グループ

電話 ○一七―七三四―九八七三

2 入札書の提出期限

平成三十年八月一日 午後五時十五分

3 開札の場所及び日時

青森市新町二丁目三の一

青森県教育庁学校施設課入札室

平成三十年八月三日 午前十一時

七 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金及び契約保証金は、免除する。

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 落札者の決定方法

購入物品を確実に納入できると契約担当者が判断した入札者であつて、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす

十 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記

載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の提出方法等

詳細は、入札説明書による。

4 入札書の記載方法

入札金額は、一キロリットル当たりの単価を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札者は、見積もった金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:  
Fuel Oil (JIS Class 1 No. 1 Sulfur (wt%) ≤0.1)  
730 kiloliter

2 Delivery period:  
From the day of the commencement of  
the contract to March 31, 2019

3 Delivery place:  
Aomori-maru Hachinohe Port

4 Time limit for tender:  
5:15 p. m. August 1, 2018

5 Contact point for the notice:  
School Facility and Management Division,  
Aomori Prefecture Board of Education  
2-3-1  
Shinmachi Aomori City, Aomori 030-8540  
JAPAN  
TEL: 017-734-9873

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第三十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六條第一項の規定により政治

団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成三十年六月二十二日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党以外の政治団体  
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
高沢陽子後援会	横浜 ノブ	茅森 あや子	上北郡野辺地町字田名部道一八の四〇	平成三〇・五・一
岡田実穂と青森に希望をつくる会	岡田 実穂	斉藤 美奈子	青森市安方一丁目三の二四	三〇・五・二四
刷新ごしよがわら	片岡 貞雄	山形 寿夫	五所川原市大字漆川字清水流一の一	三〇・五・三二
遠藤順子後援会	遠藤 順子	大竹 進	青森市浪岡福田二丁目一三の八	三〇・五・三〇
六ヶ所村に新しい風をおこす会	鳴海 清彦	松田 耕一郎	青森市浪岡福田二丁目一三の八	三〇・五・三〇
坂本すなお後援会	米内山 敦志	坂本 蘭子	上北郡東北町大字大浦字立野九の一	三〇・五・三二

青森県選挙管理委員会告示第三十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成三十年六月二十二日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党の支部

政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項	新	旧	年月日
自由民主党福地支部 (八木田 憲司)	主たる事務所の所在地	三戸郡南部町大字苦米地字町中九の一	三戸郡南部町大字苦米地字町中二二	平成三〇・四・二六
国民民主党青森県総支部連合会 (田名部 匡代)	代表者	夏掘 外志生	夏坂 慶子	三〇・五・二五
国民民主党青森県八戸市支部 (田中 満)	代表者	田中 満	山田 知	三〇・五・二五
国民民主党青森県第3総支部 (田名部 匡代)	代表者	田名部 匡代	田名部 定男	三〇・五・二五
国民民主党青森県第1行政区支部 (北 紀一)	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七係第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	
国民民主党青森県参議院選挙区第1総支部 (田名部 匡代)	代表者	田名部 匡代	田名部 定男	
国民民主党青森県第1区総支部 (奈良 祥孝)	代表者	田名部 匡代	田名部 定男	
国民民主党青森県第2総支部 (田中 満)	代表者	田名部 匡代	田名部 定男	

自由民主党五戸町支部 (川村 浩昭)		主たる事務 所の所在地	三戸郡五戸町字 沢八	三戸郡五戸町字 下モ沢向八の一	三〇・四・一
代 表 者	川村 浩昭	川崎 七保			

政党以外の政治団体

政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項		年異 月日動
	代 表 者	新	
工藤義春後援会 (角田 幸春)	代 表 者 角田 幸春	新	平成 三〇・四・二六
全日本不動産政治 連盟青森県本部 (原 勝博)	代 表 者 主たる事務 所の所在地	角田 幸春	三〇・五・一
	青森市長島二丁 目五の六	角田 幸春	
蛇沢正雄後援会 (前野 達夫)	代 表 者 前野 達夫	乙部 繁作	三〇・五・二七

青森県選挙管理委員会告示第三十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年六月二十二日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党の支部

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日
民進党青森県第2区総支部	田名部 定男	平成三〇・五・二九

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭